

上ノ国町出身学生帰省支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、上ノ国町出身学生帰省支援事業（以下「帰省支援事業」という。）について、大学等に在学する学生の帰省時の社会参加や地域貢献活動を促進するとともに、予算の範囲内において、帰省に要する経費を支援することで、関係人口の増加及び将来のUターン促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程に限る。）その他これらに準ずる教育施設として町長が認めるもの
- (2) 本町の出身者 本町内の小学校、中学校、高等学校のうちいずれかを卒業した者

(交付対象者)

第3条 帰省に要する経費の支援金（以下「支援金」という。）の交付を受けることができる者は、町外に居住し大学等に在籍している本町の出身者で、町内にある親族等（三親等以内の親族）の家に帰省する者（以下「帰省者」という。）とする。

(交付の条件)

第4条 支援金の交付を受けようとする帰省者は、別表1に掲げる地域貢献活動に従事しなければならない。

(交付対象経費等)

第5条 支援金の交付対象経費、交付上限額及び交付回数は、別表2のとおりとする。

(参加申込み)

第6条 帰省支援事業に参加する者は、上ノ国町出身学生帰省支援事業参加申込書兼帰省計画書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に帰省する14日前までに提出するものとする。

- (1) 帰省に要する経費がわかる書類の写し
- (2) 学生証又は在学証明書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(受入登録)

第7条 町長は、前条の規定による参加申込みがあったときは、速やかに内容を審

査し適当と認めたときは、地域貢献学生スタッフ（以下「学生スタッフ」という。）として登録する。

2 学生スタッフの受入れを希望する事業者（以下「受入先」という。）は、上ノ国町出身学生帰省支援事業受入先申込書（様式第2号）を町長に提出するものとする。

（受入調整）

第8条 町長は、学生スタッフの地域貢献活動内容及び活動時間等を都度、受入先と調整し、学生スタッフに対して上ノ国町出身学生帰省支援事業参加決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（支援金の申請及び実績報告）

第9条 支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、上ノ国町出身学生帰省支援金申請書兼実績報告書兼請求書（様式第4号。以下「申請書等」という。）に、帰省に要した経費を支払ったことを証明できる書類を添付し、町長に全ての地域貢献活動を完了した後30日以内又は当該会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

（支援金の交付決定及び額の確定）

第10条 町長は、前条の規定により提出された申請書等により、申請の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、支援金の交付及び額を確定し、交付申請者に対し、上ノ国町出身学生帰省支援金交付決定通知書兼確定通知書（様式第5号）により通知する。

（支援金の交付）

第11条 町長は、前条の規定により支援金の交付決定及び額を確定したときは、速やかに支援金を交付するものとする。

（支援金の返還等）

第12条 町長は、支援金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、期限を定めて支援金を返還させることができる。

（1） 支援金の申請等に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、町長が特に支援金を交付するものとしてふさわしくないとき。

（事故の責任等）

第13条 町長は、帰省支援事業の活動中に学生スタッフが不慮の事故によりケガ等をした場合には、全国町村会総合賠償補償保険制度（補償保険）の範囲内で補償する。ただし、自然災害及び故意による事故の場合は、この限りではない。

2 学生スタッフは、故意又は重大な過失により受入先又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第14条 町及び受入先は、帰省支援事業の実施にあたり、個人情報を取得したときは、その保護に十分配慮するものとし、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 学生スタッフは、個人情報の取扱いについて認識し、帰省支援事業の実施にあたって知り得た個人情報の保護に十分配慮するものとし、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 前項の規定は、学生スタッフでなくなった後も同様とする。

(補則)

第15条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和6年7月1日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

地域貢献活動の内容	活動時間
農業支援 漁業支援 イベント支援 公務支援 その他町長が適当と認める支援	帰省中、1日4時間以上で合計12時間とする。また、町との面談1時間程度（地域貢献活動実施前後）とする。

別表第 2（第 5 条関係）

交付対象経費	交付上限額	交付回数
帰省者が居住地から上ノ国町までの帰省に要する経費であって、次の各号に掲げる経費の合計額とする。 (1) 鉄道の運賃 発着地のいずれかが新函館北斗駅、八雲駅又は木古内駅の利用に限る。 (2) 航空機の運賃 発着地のいずれかが函館空港の利用に限る。 (3) バスの運賃 新函館北斗駅、八雲駅、木古内駅又は函館空港から上ノ国町間の利用に限る。 (4) その他町長が適当と認める経費	1回あたり、往復40,000円を上限とする。	一の年度中夏季期間（7月～9月）及び冬季期間（12月～1月）にそれぞれ往復1回分とする。この場合において、帰省期間が月をまたいだ旅行の場合には、往路又は帰路が前段の期間に含まれる場合には対象とする。